

電力受給契約仕様書

1 概要

- (1) 供給場所
航空自衛隊海栗島分屯基地
鰐浦車両器材庫（照明）
長崎県対馬市上対馬町鰐浦1217番地
- (2) 業務及び用途
国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数及び受電方式
 - ア 供給電気方式 交流単相
 - イ 供給電圧（標準電圧） 100V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 100V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
- (2) 契約容量、予定使用電力量及び予定平均力率
 - ア 契約容量 10A
 - イ 予定使用電力量 38kWh
月別予定使用電力量は、別紙のとおりとする。
 - ウ 予定平均力率は、毎月100%とする。
- (3) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率19%とすること。
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件
<http://there100.org/going-100>
- (4) 履行期間
自令和3年4月1日00:00 至令和4年3月31日24:00
- (5) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置の有無 無
 - イ 電気事業者の検針方式 検針員による目視記録
- (6) 計量器による記録
計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月1日の午前0時に行うものとする。
- (7) 供給地点
九州電力引込柱（引込柱NO. 034フ921）のケーブルヘッド電源側接続点
- (8) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の小売電気事業者の所有とする。
- (9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(10) 対価の支払方法

ア 海栗島分屯基地（この号以下「甲」という。）が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。

イ 小売電気事業者（この号以下「乙」という。）は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に送付することとする。

ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(11) その他

ア フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。

イ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めていないその他の供給条件については、小売電気事業者の定める離島供給約款等による。

月別予定使用電力量

期間：令和3年4月～令和4年3月

月	項目	使用電力量 (kWh)
	4月	3
	5月	4
	6月	3
	7月	3
	8月	3
	9月	4
	10月	3
	11月	3
	12月	3
	1月	4
	2月	4
	3月	1
	合計	38

※ 4月～1月は令和2年度の実績とする。

※ 2月及び3月は令和元年度の実績とする。

電力受給契約仕様書

1 概要

(1) 供給場所

航空自衛隊海栗島分屯基地
鰐浦車両器材庫（動力）
長崎県対馬市上対馬町鰐浦 1 2 1 7 番地

(2) 業務及び用途

国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数、受電方式及び受電設備の総容量

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線
イ 供給電圧（標準電圧）	200V
ウ 計量電圧（標準電圧）	200V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1 回線受電
カ 受電設備の総容量	12.65kW

(2) 契約電力、予定使用電力量及び予定平均力率

ア 契約電力	8kW
イ 予定使用電力量	4,762kWh

月別予定使用電力量は、別紙のとおりとする。

ウ 予定平均力率は、毎月95%とする。

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率19%とすること。
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件
<http://there100.org/going-100>

(4) 履行期間

自令和3年4月1日00:00 至令和4年3月31日24:00

(5) 電力量の検針

ア 自動検針装置の有無	無
イ 電気事業者の検針方式	検針員による目視記録

(6) 計量器による記録

計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月1日の午前0時に行うものとする。

(7) 供給地点

海栗島分屯基地内、九州電力H柱のケーブルヘッド電源側接続点

(8) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の小売電気事業者の所有とする。

(9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(10) 対価の支払方法

ア 海栗島分屯基地（この号以下「甲」という。）が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。

イ 小売電気事業者（この号以下「乙」という。）は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に送付することとする。

ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(11) その他

ア フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。

イ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めていないその他の供給条件については、小売電気事業者の定める離島供給約款等による。

月別予定使用電力量

期間：令和3年4月～令和4年3月

月	項目	使用電力量 (kWh)
	4月	286
	5月	192
	6月	92
	7月	128
	8月	293
	9月	125
	10月	141
	11月	310
	12月	758
	1月	1,201
	2月	701
	3月	535
	合計	4,762

※ 4月～1月は令和2年度の実績とする。

※ 2月及び3月は令和元年度の実績とする。

電力受給契約仕様書

1 概要

- (1) 供給場所
航空自衛隊海栗島分屯基地
鰐浦車両器材庫 (エコキュート)
長崎県対馬市上対馬町鰐浦1217番地
- (2) 業務及び用途
国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数、受電方式及び受電設備の総容量

ア 供給電気方式	交流単相3線
イ 供給電圧 (標準電圧)	100/200V
ウ 計量電圧 (標準電圧)	100/200V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 受電設備の総容量	2KVA

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約容量	6kVA
イ 予定使用電力量	6,514kWh

月別予定使用電力量は、別紙のとおりとする。

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率19%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<http://there100.org/going-100>

- (4) 履行期間

自令和3年4月1日00:00 至令和4年3月31日24:00

- (5) 電力量の検針

ア 自動検針装置の有無	無
イ 電気事業者の検針方式	検針員による目視記録

- (6) 計量器による記録

計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月1日の午前0時に行うものとする。

- (7) 供給地点

九州電力引込柱 (NO. 034フ921) のケーブルヘッド電源側接続点

- (8) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の小売電気事業者の所有とする。

- (9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(10) 対価の支払方法

ア 海栗島分屯基地（この号以下「甲」という。）が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。

イ 小売電気事業者（この号以下「乙」という。）は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に送付することとする。

ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(11) その他

ア フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。

イ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めていないその他の供給条件については、小売電気事業者の定める離島供給約款等による。

予定使用電力量

期間：令和3年4月～令和4年3月

項目 月	デイトタイム (kWh)	リビングタイム (kWh)	ナイトタイム (kWh)	使用電力量 (kWh)
4月	82	173	324	579
5月	82	147	300	529
6月	66	119	233	418
7月	75	140	259	474
8月	99	152	229	480
9月	106	139	191	436
10月	63	114	162	339
11月	91	152	245	488
12月	108	196	345	649
1月	195	279	450	924
2月	88	183	365	636
3月	84	156	322	562
合計	1,139	1,950	3,425	6,514

(注)

- 1 デイトタイム：毎日午前10時から午後5時までの間に使用する電力量
- 2 リビングタイム：毎日午前8時型午前10時及び午後5時から午後10時までの間に使用する電力量
- 3 ナイトタイム：毎日午後10時から翌朝午前8時までの間に使用する電力量

※ 4月～1月は令和2年度の実績とする。

※ 2月及び3月は令和元年度の実績とする。

電力受給契約仕様書

1 概要

- (1) 供給場所
航空自衛隊海栗島分屯基地
鱒浦給水施設配水槽（電灯・コンセント）
長崎県対馬市上対馬町鱒浦1217番地
- (2) 業務及び用途
国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数及び受電方式
 - ア 供給電気方式 交流単相
 - イ 供給電圧（標準電圧） 100V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 100V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
- (2) 契約電流及び予定使用電力量
 - ア 契約電流 20A
 - イ 予定使用電力量 1kWh
月別予定使用電力量は、別紙のとおりとする。
- (3) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率19%とすること。
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件
<http://there100.org/going-100>
- (4) 履行期間
自令和3年4月1日00:00 至令和4年3月31日24:00
- (5) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置の有無 無
 - イ 電気事業者の検針方式 検針員による目視記録
- (6) 計量器による記録
計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月1日の午前0時に行うものとする。
- (7) 供給地点
九州電力引込柱（NO. 034ハ882）のケーブルヘッド電源側接続点
- (8) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の小売電気事業者の所有とする。
- (9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(10) 対価の支払方法

ア 海栗島分屯基地（この号以下「甲」という。）が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。

イ 小売電気事業者（この号以下「乙」という。）は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に送付することとする。

ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(11) その他

ア フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。

イ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めていないその他の供給条件については、小売電気事業者の定める離島供給約款等による。

月別予定使用電力量

期間：令和3年4月～令和4年3月

月	項目	使用電力量 (kWh)
4月		0
5月		0
6月		0
7月		0
8月		0
9月		0
10月		1
11月		0
12月		0
1月		0
2月		0
3月		0
合計		1

※ 4月～1月は令和2年度の実績とする。

※ 2月及び3月は令和元年度の実績とする。

電力受給契約仕様書

1 概要

- (1) 供給場所
航空自衛隊海栗島分屯基地
鰐浦給水施設受水槽（ポンプ）
長崎県対馬市上対馬町鰐浦1217番地
- (2) 業務及び用途
国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数、受電方式及び受電設備の総容量
 - ア 供給電気方式 交流3相3線
 - イ 供給電圧（標準電圧） 200V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 200V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
 - カ 受電設備の総容量 3.7kW
- (2) 契約電力、予定使用電力量及び予定平均力率
 - ア 契約電力 5kW
 - イ 予定使用電力量 4,307kWh
月別予定使用電力量は、別紙のとおりとする。
 - ウ 予定平均力率は、毎月105%とする。
- (3) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率19%とすること。
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件
<http://there100.org/going-100>
- (4) 履行期間
自令和3年4月1日00:00 至令和4年3月31日24:00
- (5) 電力量の検針
 - ア 自動検針装置の有無 無
 - イ 電気事業者の検針方式 検針員による目視記録
- (6) 計量器による記録
計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月1日の午前0時に行うものとする。
- (7) 供給地点
九州電力引込柱（034ハ891）のケーブルヘッド電源側接続点
- (8) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の小売電気事業者の所有とする。
- (9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(10) 対価の支払方法

ア 海栗島分屯基地（この号以下「甲」という。）が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。

イ 小売電気事業者（この号以下「乙」という。）は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に送付することとする。

ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(11) その他

ア フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。

イ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めていないその他の供給条件については、小売電気事業者の定める離島供給約款等による。

月別予定使用電力量

期間：令和3年4月～令和4年3月

月	項目	使用電力量 (kWh)
4月		396
5月		353
6月		366
7月		395
8月		307
9月		358
10月		395
11月		368
12月		353
1月		379
2月		311
3月		326
合計		4,307

※ 4月～1月は令和2年度の実績とする。

※ 2月及び3月は令和元年度の実績とする。

電力受給契約仕様書

1 概要

(1) 供給場所

航空自衛隊海栗島分屯基地
鰐浦給水施設受水槽（電灯・コンセント）
長崎県対馬市上対馬町鰐浦1217番地

(2) 業務及び用途

国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数及び受電方式

ア 供給電気方式	交流単相
イ 供給電圧（標準電圧）	100V
ウ 計量電圧（標準電圧）	100V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電

(2) 契約電流及び予定使用電力量

ア 契約電流	20A
イ 予定使用電力量	228kWh

月別予定使用電力量は、別紙のとおりとする。

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率19%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<http://there100.org/going-100>

(4) 履行期間

自令和3年4月1日00:00 至令和4年3月31日24:00

(5) 電力量の検針

ア 自動検針装置の有無	無
イ 電気事業者の検針方式	検針員による目視記録

(6) 計量器による記録

計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月1日の午前0時に行うものとする。

(7) 供給地点

九州電力引込柱（引込柱NO. 034ハ891）のケーブルヘッド電源側接続点

(8) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の小売電気事業者の所有とする。

(9) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(10) 対価の支払方法

ア 海栗島分屯基地（この号以下「甲」という。）が別に定める分担率により、甲及び分担先から支払うこととする。

イ 小売電気事業者（この号以下「乙」という。）は検針終了後、前月の電気使用量等を甲に送付することとする。

ウ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式自由）で提出することとする。

エ 甲は甲及び分担先の負担額を計算し、乙へ通知することとする。

オ 乙はエの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(11) その他

ア フリッカー発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。

イ その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めていないその他の供給条件については、小売電気事業者の定める離島供給約款等による。

月別予定使用電力量

期間：令和3年4月～令和4年3月

月	項目	使用電力量 (kWh)
	4月	0
	5月	2
	6月	5
	7月	3
	8月	21
	9月	8
	10月	2
	11月	0
	12月	39
	1月	101
	2月	46
	3月	1
	合計	228

※ 2月及び3月は令和元年度の実績とする。